

売掛債権担保融資保証制度
売掛先の皆様のためのマニュアル

< 改訂版 >

~ 物品・サービスの調達をご担当の皆様へ ~

平成 16 年 4 月

中小企業庁金融課

(社)全国信用保証協会連合会

目次

・ 売掛債権担保融資保証制度の背景と内容	2
1. 背景	
2. 信用保証制度の概要	
3. 売掛債権担保融資保証制度の概要	
・ 売掛先の皆様に求められる対応	7
1. 債権譲渡禁止特約とは	
2. 売掛先の皆様(第三債務者)に求められる取組 (その1) ~ 債権譲渡禁止特約解除依頼書への同意	
3. 売掛先の皆様(第三債務者)に求められる取組 (その2) ~ 債権譲渡禁止特約の部分解除	
・ 様式集	16
・ Q & A (よくあるご質問)	27

・ 売掛債権担保融資保証制度の背景と内容

1 . 背景

経済産業省・中小企業庁は、不動産担保に依存している中小企業金融の現状から脱却し、中小企業の資金調達の円滑化・多様化を図るため、中小企業者が売掛先に対して保有している売掛債権を担保として金融機関が融資を行う場合に、信用保証協会が保証を行う制度（売掛債権担保融資保証制度）を創設し、平成13年12月17日から取扱いを開始しました。

本保証制度では、中小企業者は、売掛債権を借入金の担保として金融機関及び信用保証協会に対して譲渡することとなりますが、当該譲渡についての承諾を売掛先の皆様に対して求めたり、通知を送付するなどの「対抗要件を具備する手続」（担保の保全手続）をとります。

本マニュアルは、売掛先の皆様に向けて、対抗要件の具備のために送付される承諾依頼書や通知書等に対してどのような対応をとることが求められるのかについて解説したものです。本制度の推進のため、売掛債権の担保としての譲渡に対してご理解とご協力をいただければ幸いです。

2 . 信用保証制度の概要

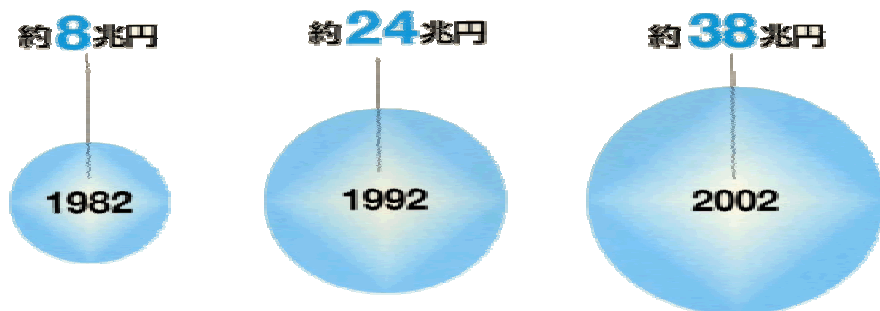
(1) 信用保証協会とは

「信用保証協会」は、中小企業者などに対する金融の円滑化を図ることを目的として設立された公的機関です。現在、全国に52協会あり各地域で保証業務を行っています。

中小企業者が金融機関から事業資金の調達を希望される時に、信用保証協会が債務の保証を行うことにより、資金の調達をスムーズにする仕組みです。

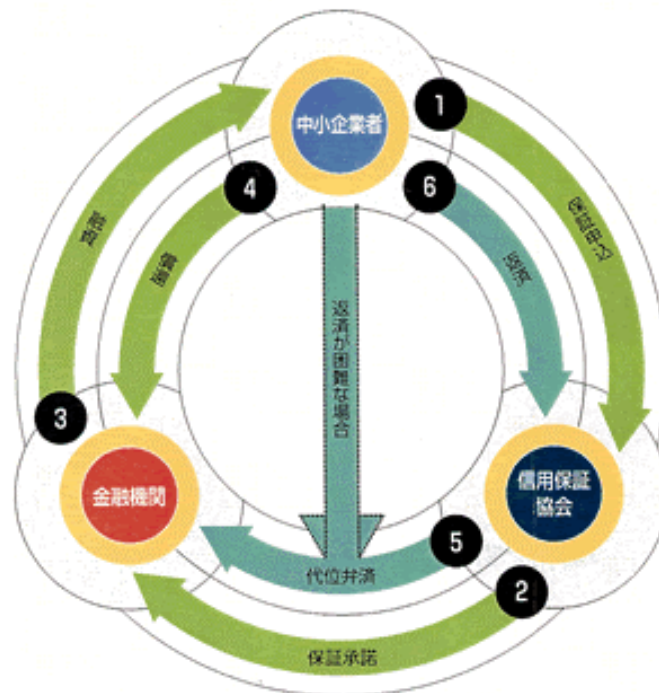
この信用保証制度は国の中小企業施策に基づいて行われています。

保証利用残高の推移（全国）



全国で210万の中小企業（2企業に1企業）の皆様にご利用いただいています。

(2)信用保証制度の仕組み



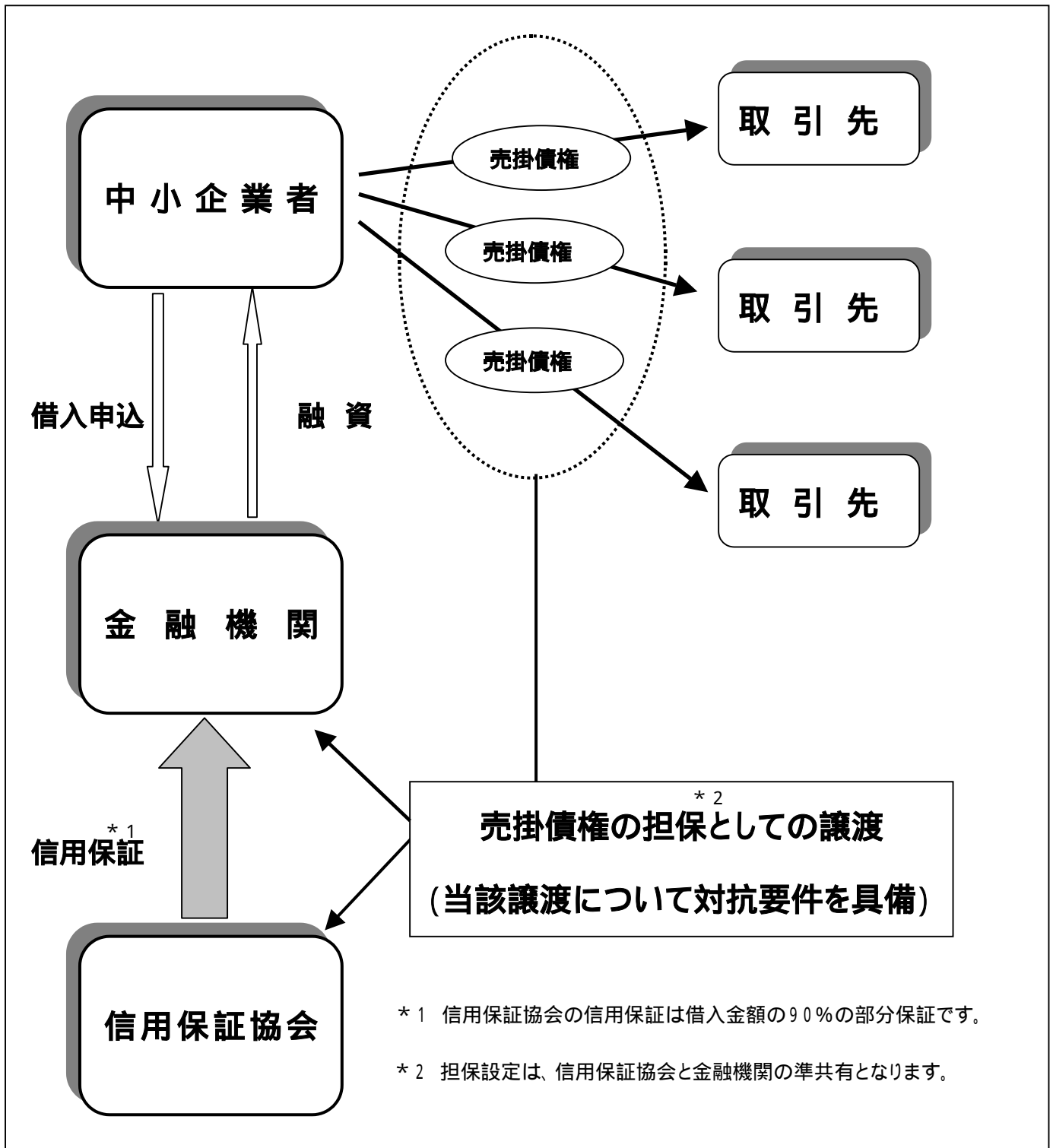
事業資金が必要な時、 「確かな保証人」として強力にバックアップ。

1	● 保証申込	信用保証協会、あるいは金融機関などの窓口へご相談ください。
2	● 保証承諾	信用保証協会は、企業の事業内容や経営計画などを検討し、保証の諾否を決め、金融機関に連絡します。
3	● 融 資	保証承諾の通知を受けた金融機関は資金を融資します。このとき金利とは別に＜信用保証料＞をご負担していただけます。
4	● 償 還	融資条件に基づき、借入金を金融機関に返済していただけます。
5	● 代位返済	万一、何らかの事情でお金が返せなくなった場合は、信用保証協会が中小企業者に代わって、金融機関に借入金を返済します。
6	● 返 済	その後、中小企業者にご相談しながら信用保証協会に借入金を返済していただけます。

3. 売掛債権担保融資保証制度の概要

本保証制度は、中小企業者が、売掛債権を借入金の担保として金融機関から融資を受ける場合に、信用保証協会が保証を行う制度です。

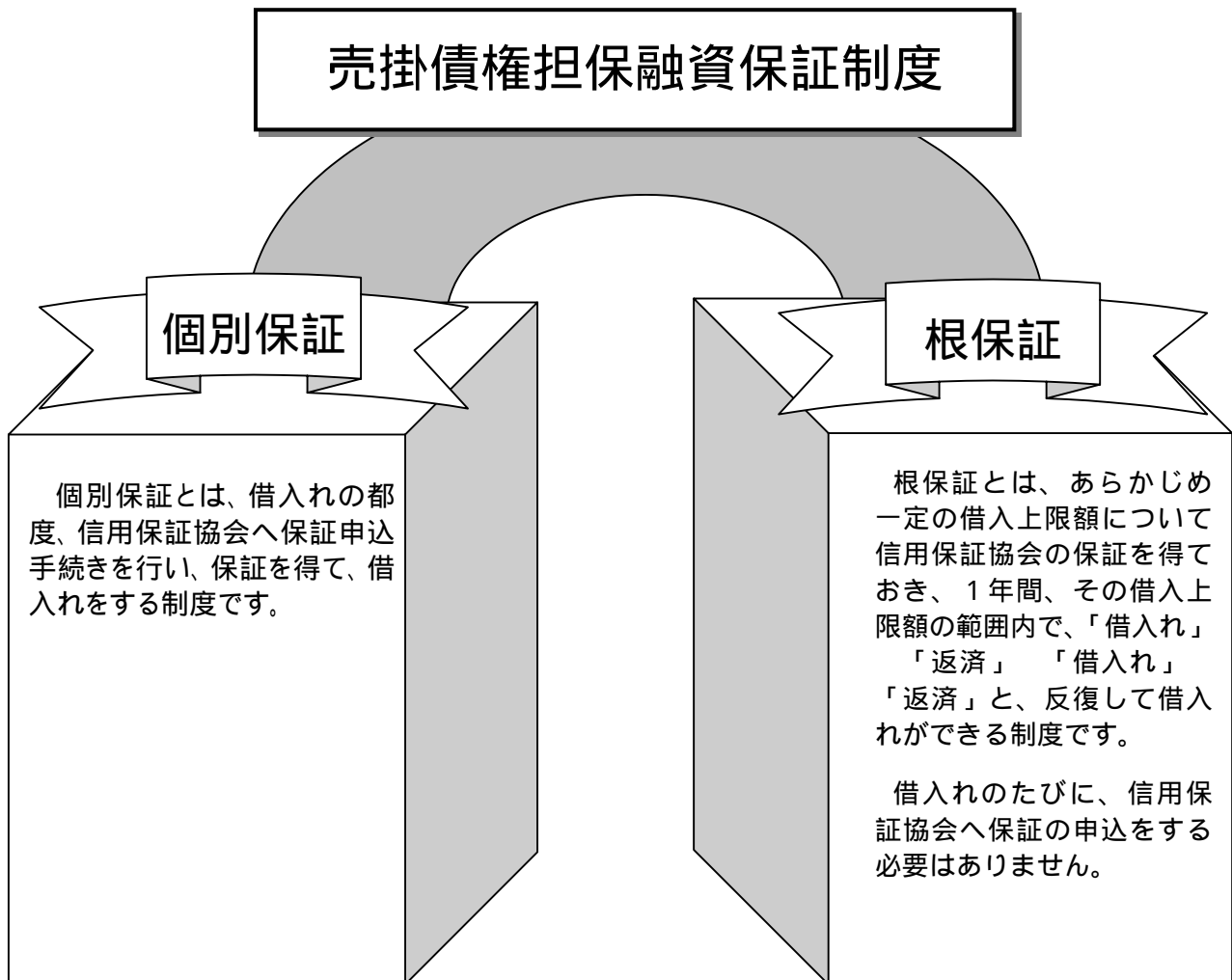
(1) 本制度のスキーム図



(2) 売掛債権担保融資保証制度の基本的な仕組み

売掛債権とは、企業が取引の相手先に対して物品やサービスの提供を行ったことにより、当該相手先に対し、その代金を請求することができる権利をいいます。

本制度では、利用者である中小企業者のニーズに合わせて、「個別保証」と「根保証」の2種類の方式が選択できるようになっています。



個別保証・根保証いずれの場合も、物品やサービスの提供を完了し、現に発生している売掛債権だけでなく、物品やサービスの提供を行う確実性に懸念がある場合を除き、未発生 of 債権を引当として融資を受けることができます。

本制度の基本的な流れ

1. 本制度の利用を希望する中小企業者は、金融機関を通じて信用保証協会に申し込んでいただきます。
2. 中小企業者は具体的な取引内容が確認できる資料(基本契約書等)などの提出や、売掛先からの入金を確認するために金融機関に専用口座を開設することが必要です。
3. 中小企業者が実際に個々の借入れを行う場合には、引当となる売掛債権の存在及び売掛金の回収期日が確認できるよう、支払通知書等の写しを金融機関に提出する必要があります。
4. 融資の返済期日は、引当とした売掛債権の入金予定日に設定することが基本となります。
5. 担保の保全方法、売掛先の状況等に応じて、掛け目の設定がなされることとなりますので、実際に借入可能な金額は、売掛債権額面の100%~70%程度です。

(3) 対抗要件の具備の方法について

本制度では、利用者である中小企業者が金融機関及び信用保証協会に対して売掛債権を担保として譲渡する場合に対抗要件を具備する手続(担保の保全手続)をとります。

これには、次の売掛先の承諾、売掛先への通知、債権譲渡登記制度に基づく登記という3つの方法があり、中小企業者及び金融機関は ~ のいずれか一つの手続をとることとなります。

< 対抗要件の具備の方法 >

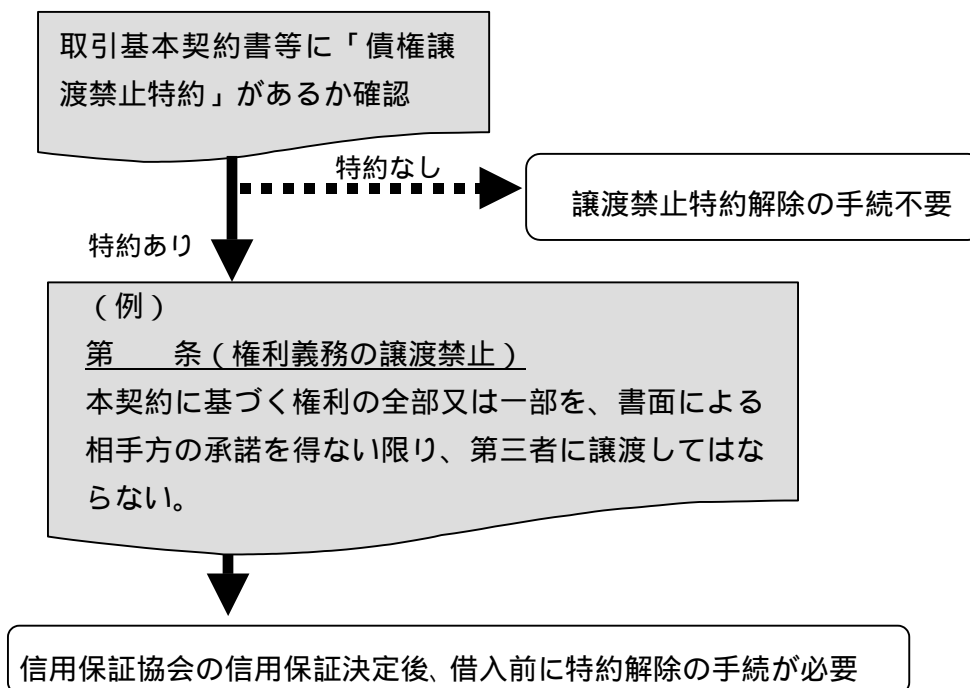
	対抗要件	具体的手続	備考
	売掛債権の譲渡に関して売掛先の 承諾 を得る(民法468条)	保証決定後、借入前に、売掛先から「承諾書」をもらう	
	売掛債権を譲渡したことを、売掛先に 通知 する(民法467条)	保証決定後、借入前に、「債権譲渡通知書」を売掛先に郵送	
	売掛債権を譲渡したことを法務局に 登記 。金融機関が必要と判断した時点で売掛先に 通知 する(債権譲渡特例法2条)	保証決定後、借入前に、債権譲渡登記制度に基づいて登記	利用者である中小企業者が法人の場合に限られ、債権譲渡登記をした旨が商業登記簿に記載される。

・ 売掛先の皆様に求められる対応

～ 債権譲渡禁止特約の解除 ～

1. 債権譲渡禁止特約とは

- ・ 物品やサービスの取引に係る契約書において、「債権譲渡の禁止」、「個別契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない」という条項が入っていることがあり、これらは「債権譲渡禁止特約」と呼ばれています。
- ・ こうした特約は、この特約の存在を知らない第三者に対しては対抗しえないものの、当事者間では有効であるとしています(民法第466条第2項)。これは、過誤払いや信用のおけない者への譲渡がなされるリスクを低減させるために盛り込まれていると考えられています。
- ・ こうした債権譲渡禁止特約がある場合、中小企業者が本制度を利用するためには、売掛先の皆様(以下「第三債務者」といいます。)から、当該特約の解除の合意を得ることが必要です。



2. 売掛先の皆様（第三債務者）に求められる取組（その1）

～ 債権譲渡禁止特約解除依頼書への同意

- ・ 中小企業者は、債権譲渡禁止特約の解除の手続きを、信用保証協会の保証決定後、借入前に行います。

- ・ **第三債務者においては、取引先の中小企業者が本制度所定の用紙「債権譲渡禁止特約解除依頼書」（29頁の様式6）を提示して、債権譲渡禁止特約の解除への同意を求めてきた場合、これにできるだけ速やかに応じて、同用紙に記名・捺印^(注)をしてください。**

(注) 原則として売掛先の実印の押印と印鑑証明書の添付が必要ですが、取引契約書に押印された印と同じ印鑑等でもよいとされています。

3. 売掛先の皆様（第三債務者）に求められる取組（その2）

～ 債権譲渡禁止特約の部分解除

(1) 取引契約書における債権譲渡禁止特約の修正

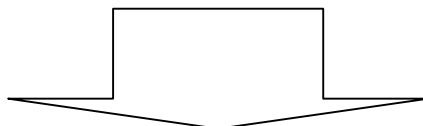
第三債務者は、これまで債権譲渡禁止特約を使用している場合、2.の対応にとどまらず、中小企業者が本制度を簡易かつ迅速に利用できるよう、債権譲渡禁止特約の見直しを行い、物品やサービスの取引に係る契約書を修正することが強く望まれます。

具体的には、取引契約書を下の例のように修正してください。こうした但し書を追加することにより、売掛債権が信用のおけない者に譲渡されることを防ぐ一方で、中小企業者が信用保証協会及び特定の金融機関に売掛債権を担保として譲渡することが簡易かつ迅速にできるようになります。

< 債権譲渡禁止特約の例 >

第 条(債権譲渡の禁止)

乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。



改正

< 債権譲渡禁止特約の改正例 >

第 条(債権譲渡の禁止)

乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(注) 中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関

銀行、信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会、農業協同組合及び農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業共同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、保険会社

(2) 債権譲渡禁止特約を解除した場合の対応

債権譲渡禁止特約を解除した場合、第三債務者は、本保証制度に基づいた売掛債権の担保としての譲渡に伴って、一定の対応を行うことが求められます。

以下では、**個別保証の場合、根保証で承諾又は通知を行う場合、根保証で債権譲渡登記を行って通知を留保する場合**という3つの場合に分けて、それぞれに対応した手順を示します。いずれの場合も、第三債務者として行うべき基本的な対応は、売掛債権の譲渡に係る通知が到達した段階で当該通知の指示通りに支払いを行うということです。こうした通知が到達する前に第三債務者が支払いを済ませている場合には別途支払う必要はありません。

第三債務者にとっては、～ の事務手続きに対応するのが煩雑に思われるかもしれませんが、特に の場合については、中小企業者が本制度を利用しても、中小企業者が借入金の返済を順調に行っている限り、第三債務者に対して通知がなされることは原則ないため、第三債務者にとっても、売掛債権の担保としての譲渡について個別に承諾に応じる事務負担を省くことができる点でメリットがあります。

個別保証の場合

第1段階:保証の申込み・保証審査・保証決定の段階

中小企業者が第三債務者と締結した取引契約書等に基づいて第三債務者に対して物品・役務を提供し、第三債務者が納品確認書や検収書等を発行するなどをした場合、売掛債権が現に発生します。こうした既に発生している売掛債権のみならず、物品・サービス提供の确实性に懸念がある場合を除き、未発生債権も引当として借入金を得ることが出来ます。中小企業者は、取引先の金融機関を通じて信用保証協会の保証の申込みを行い、信用保証協会は保証審査を経て保証承諾をすることとなります。

第2段階:売掛債権の譲渡担保の設定

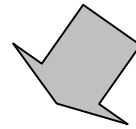
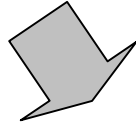
中小企業者は、現に発生した売掛債権を金融機関及び信用保証協会に対して譲渡し、中小企業者と金融機関及び信用保証協会は債権譲渡担保契約を締結します。

第3段階 第三債務者への承諾依頼の場合

第三債務者には、金融機関又は中小企業者より債権譲渡承諾依頼書(様式1-1又は様式1-2)が届き、署名及び捺印が求められます。第三債務者は当該債権譲渡承諾依頼書の内容を確認の上、これに署名及び捺印をして債権譲渡の承認を行い、指定された預金口座(様式1-1の場合は売掛債権の新たな債権者である金融機関の名義の預金口座、様式1-2の場合は取引先名義の口座)に支払先を変更してください。(信用保証協会が発行する信用保証書の有効期間は、保証日の翌日から60日間となっていますので、承諾をする場合は速やかに対応してください。)

第3段階 第三債務者への通知の場合

第三債務者には、金融機関より債権譲渡通知書(様式2-1又は様式2-2)が届きます。第三債務者は当該債権譲渡通知書の内容を確認の上、指定された預金口座(様式2-1の場合は売掛債権の新たな債権者である金融機関の名義の預金口座、様式2-2の場合は取引先名義の口座)に支払先を変更してください。



第4段階: 中小企業者の債務不履行と支払先再変更

中小企業者が借入金の返済ができず、債務不履行(デフォルト)になった場合、様式1 - 1又は様式2 - 1により支払先口座が金融機関名義の預金口座となっているときは、金融機関(及び信用保証協会)は第三債務者から支払期日までに入金された売掛金をその損失に充当することとなります。

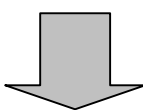
また、様式1 - 2又は様式2 - 2により支払先口座が取引先名義の口座となっているときは、金融機関及び信用保証協会は第三債務者に対して取立委任解除通知書(様式3)を送付します。第三債務者は、これらの書類の内容を確認の上、様式3において指定された預金口座(売掛債権の新たな債権者である金融機関の名義の預金口座)に支払先を変更します。

(中小企業者が債務不履行を起こさなければ、第三債務者は第3段階で指定された預金口座に支払うこととなり、第三債務者の支払債務は消滅することとなります。)

根保証(承諾又は通知の方式)の場合

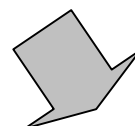
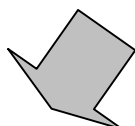
第1段階:保証の申込み・保証審査・保証決定の段階

中小企業者は売掛債権担保融資保証制度に係る根保証を利用するため、第三債務者と締結した取引契約書等を取引先の金融機関に提示し、金融機関及び信用保証協会の審査を経て、信用保証協会は根保証の極度額の設定などを含めた保証承諾を行います。



第2段階:売掛債権の譲渡担保の設定

中小企業者は、将来発生する見込みの売掛債権を金融機関及び信用保証協会に対して担保として譲渡します(中小企業者と金融機関及び信用保証協会は債権譲渡担保契約を締結します)。

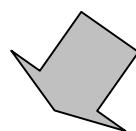
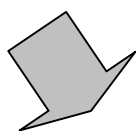


第3段階 第三債務者への承諾依頼の場合

第三債務者には、金融機関又は中小企業者より債権譲渡承諾依頼書(様式1-3)が届き、署名及び捺印が求められます。第三債務者は当該債権譲渡承諾依頼書の内容を確認の上、これに署名及び捺印をして債権譲渡の承認を行い、様式1-3において指定された預金口座に支払先を変更してください。なお、様式1-3にあるとおり、金融機関及び信用保証協会は中小企業者に対して売掛金の取立依頼を行っているため、変更後の支払先も当該中小企業者の預金口座となります。これは通常の支払先の預金口座の変更と同じ手続です。

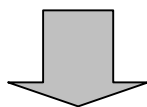
第3段階 第三債務者への通知の場合

第三債務者には、金融機関より債権譲渡通知書(様式2-3)が届きます。第三債務者は当該債権譲渡通知書の内容を確認の上、様式2-3において指定された預金口座(様式2-3にあるとおり、金融機関及び信用保証協会は中小企業者に対して売掛金の取立依頼を行っているため、変更後の支払先も当該中小企業者の預金口座)に支払先を変更してください。これは通常の支払先の預金口座の変更と同じ手続です。



第4段階:貸出の実行

中小企業者が第三債務者と締結した取引契約書等に基づいて、実際に第三債務者に対して物品・役務を提供し、第三債務者が検収等をするなどして、納品確認書や検収書等が発行されるなどして、売掛債権が現に発生します。中小企業者は、こうした既に発生している売掛債権のみならず、物品・サービス提供の確実性に懸念がある場合を除き、未発生債権も引当として借入金を得ることが出来ます。



第5段階:中小企業者の債務不履行と支払先再変更

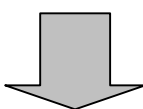
中小企業者が借入金の返済ができず、債務不履行(デフォルト)になった場合、金融機関及び信用保証協会は第三債務者に対して取立委任解除通知書(様式3)を送付します。第三債務者は、これらの書類の内容を確認の上、様式3において指定された預金口座(売掛債権の新たな債権者である金融機関の名義の預金口座)に支払先を変更します。

(中小企業者が債務不履行を起こさなければ、第三債務者は第3段階で指定された預金口座に支払うこととなり、第三債務者の支払債務は消滅することとなります。)

根保証(債権譲渡登記及び通知の留保)の場合

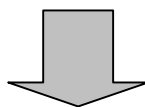
第1段階:保証の申込み・保証審査・保証決定の段階

中小企業者は売掛債権担保融資保証制度に係る根保証を利用するため、第三債務者と締結した取引契約書等を取引先の金融機関に提示し、金融機関及び信用保証協会の審査を経て、信用保証協会は根保証の極度額の設定などを含めた保証承諾を行います。



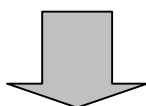
第2段階:売掛債権の譲渡担保の設定

中小企業者は、金融機関からの借入を行うため、その担保として、将来発生する見込みの売掛債権を金融機関及び信用保証協会に対して譲渡します。そして、金融機関は(形式的には中小企業者と共同で、実際上は中小企業者の代理人も兼ねて)債権譲渡登記制度に基づいて当該譲渡について登記を行い、法務局から登記事項証明書の発行を受けます。



第3段階:貸出の実行

中小企業者が第三債務者と締結した取引契約書等に基づいて、実際に第三債務者に対して物品・役務を提供し、第三債務者が検収等をするなど納品確認書や検収書が発行されるなどして、売掛債権が現に発生します。中小企業者は、こうした現に発生している売掛債権のみならず、物品・サービス提供の确实性に懸念がある場合を除き、未発生債権も引当として借入金を得ることが出来ます。



第4段階: 中小企業者の債務不履行と支払先変更

中小企業者が借入金の返済ができず、債務不履行(デフォルト)になった場合、金融機関は、第三債務者に対して、債権譲渡及び債権譲渡登記がなされたことのお知らせ(様式4)及び登記事項証明書送付書(様式5)を送ります。第三債務者は、これらの書類の内容を確認の上、指定された預金口座(売掛債権の新たな債権者である金融機関の名義の預金口座)に支払先を変更してください。

(中小企業者が債務不履行を起こさなければ、第三債務者は中小企業者の指定する預金口座に支払うこととなり、第三債務者の支払債務は消滅することとなります。)

(注) 債権譲渡通知や債権譲渡及び債権譲渡登記がなされたことのお知らせが到達する前に中小企業者に対して支払いを行った場合は当該支払いは当然有効(第三債務者としての弁済は完了)であり、更なる対応は不要です。(もっとも、法的義務はないが、トラブルの回避の観点から、債権譲渡通知や債権譲渡及び債権譲渡登記がなされたことのお知らせを送付してきた金融機関に支払済みであることを電話等で連絡することが望まれます。)

・ 様 式 集

- | | |
|--|----------|
| ・ 債権譲渡承諾依頼書(個別保証用)
(金融機関の預金口座に振り込む場合) | 様式 1 - 1 |
| ・ 債権譲渡承諾依頼書(個別保証用)
(取引先の預金口座に振り込む場合) | 様式 1 - 2 |
| ・ 債権譲渡承諾依頼書(根保証用) | 様式 1 - 3 |
| ・ 債権譲渡通知書 (個別保証用)
(金融機関の預金口座に振り込む場合) | 様式 2 - 1 |
| ・ 債権譲渡通知書 (個別保証用)
(取引先の預金口座に振り込む場合) | 様式 2 - 2 |
| ・ 債権譲渡通知書 (根保証用) | 様式 2 - 3 |
| ・ 取立委任解除通知書 | 様式 3 |
| ・ 債権譲渡および債権譲渡登記がされたことの通知 | 様式 4 |
| ・ 登記事項証明書ご送付の件 | 様式 5 |
| ・ 債権譲渡禁止特約解除依頼書 | 様式 6 |

<様式1-1> (個別保証用・金融機関の預金口座に振り込む場合)

債権譲渡承諾依頼書

平成 年 月 日

県 市 丁目 番号
株式会社
代表取締役 殿

県 市 丁目 番号
譲渡人 株式会社
代表取締役 印

県 市 丁目 番号
譲受人 株式会社 銀行
支配人 印

県 市 丁目 番号
譲受人 信用保証協会
上記代理人株式会社 銀行
支配人 印

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、株式会社(以下「譲渡人」といいます。)は、譲渡人が貴社に対して有する後記の債権およびこれに付帯する一切の債権(以下「譲渡債権」といいます。)につき、中小企業信用保険法第3条の4の規定による売掛金債権担保保険に係る保証制度であって、売掛債権担保融資保証制度要綱(平成13・12・14中庁第3号)に基づくものを利用するため、平成 年 月 日、債権担保を目的として、これを株式会社 銀行(県 市 丁目 番号)および 信用保証協会(県 市 丁目 番号)に譲渡し、この両者(以下「譲受人」といいます。)は譲渡債権を準共有として譲り受けました。

なお、譲渡債権のお支払いにつきましては、譲受人が指定した後記の銀行預金口座にお振り込み下さいますよう、合わせてご案内申し上げます。

上記支払方法をご承認のうえ、上記債権譲渡を民法第468条により異議なくご承諾いただきたく、本書をもってご依頼申し上げます。

[譲渡債権の表示]

譲渡人と貴社との間の商品売買取引に基づき、譲渡人から平成 年 月 日付けで請求され、平成 年 月 日に支払が予定された売掛債権(支払予定金額 金 , , 円)

[譲受人が指定した銀行預金口座の表示]

銀行 支店・別段預金
口座名義人 ・口座番号

上記債権譲渡を異議なく承諾しました。確定日付をお取り下さい。

(確定日付)

平成 年 月 日
 県 市 丁目 番 号
株式会社
代表取締役 印

(注) 異議なき承諾だけでなく、第三債務者は必要に応じて留保条件をつけて承諾することも可能です。

<様式1 - 2> (個別保証用・取引先の預金口座に振り込む場合)

債権譲渡承諾依頼書

平成 年 月 日

県 市 丁目 番 号
株式会社
代表取締役 殿

県 市 丁目 番 号
譲渡人 株式会社
代表取締役 印
県 市 丁目 番 号
譲受人 株式会社 銀行
支配人 印
県 市 丁目 番 号
譲受人 信用保証協会
上記代理人株式会社 銀行
支配人 印

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、株式会社(以下「譲渡人」といいます。)は、譲渡人が貴社に対して有する後記の債権およびこれに付帯する一切の債権(以下「譲渡債権」といいます。)につき、中小企業信用保険法第3条の4の規定による売掛金債権担保保険に係る保証制度であって、売掛債権担保融資保証制度要綱(平成13・12・14中庁第3号)に基づくものを利用するため、平成 年 月 日、債権担保を目的として、これを株式会社 銀行(県 市 丁目 番 号)および 信用保証協会(県 市 丁目 番 号)に譲渡し、この両者(以下「譲受人」といいます。)は譲渡債権を準共有として譲り受けました。

なお、譲渡債権のお支払いにつきましては、譲渡人が譲受人からの委任を受けて引き続き回収に当たりますので、譲受人から貴社に対する特段のご通知がない限り、譲渡人および譲受人が指定した後記の銀行預金口座にお振り込み下さいますよう、合わせてご案内申し上げます。譲受人のいずれかから貴社に対しこれと異なる振込先の指定その他支払方法に関する連絡がなされた場合には、その指定するところによってお支払い下さい。

上記支払方法をご承認のうえ、上記債権譲渡を民法第468条により異議なくご承諾いただきたく、本書をもってご依頼申し上げます。

[譲渡債権の表示]

譲渡人と貴社との間の商品売買取引に基づき、譲渡人から平成 年 月 日付けで請求され、平成 年 月 日に支払が予定された売掛債権(支払予定金額金 , , 円)

[譲渡人および譲受人が指定した銀行預金口座の表示]

銀行 支店・ 預金
口座名義人 ・口座番号

上記債権譲渡を異議なく承諾しました。確定日付をお取り下さい。
(確定日付)

平成 年 月 日
 県 市 丁目 番 号
株式会社
代表取締役 印

(注) 異議なき承諾だけでなく、第三債務者は必要に応じて留保条件をつけて承諾することも可能です。

<資料1 - 3> (根保証用)

債権譲渡承諾依頼書

平成 年 月 日

県 市 丁目 番 号
株式会社
代表取締役 殿

県 市 丁目 番 号
譲渡人 株式会社
代表取締役 印

県 市 丁目 番 号
譲受人 株式会社 銀行
支配人 印

県 市 丁目 番 号
譲受人 信用保証協会
上記代理人株式会社 銀行
支配人 印

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、株式会社(以下「譲渡人」といいます。)は、譲渡人が貴社に対して有する後記の債権およびこれに付帯する一切の債権(以下「譲渡債権」といいます。)につき、中小企業信用保険法第3条の4の規定による売掛金債権担保保険に係る保証制度であって、売掛債権担保融資保証制度要綱(平成13・12・14中庁第3号)に基づくものを利用するため、平成 年 月 日、債権担保を目的として、これを株式会社 銀行(県 市 丁目 番 号)および 信用保証協会(県 市 丁目 番 号)に譲渡し、この両者(以下「譲受人」といいます。)は譲渡債権を準共有として譲り受けました。

なお、譲渡債権のお支払いにつきましては、譲渡人が譲受人からの委任を受けて引き続き回収に当たりますので、譲受人から貴社に対する特段のご通知がない限り、譲渡人および譲受人が指定した後記の銀行預金口座にお振り込み下さいますよう、合わせてご案内申し上げます。譲受人のいずれかから貴社に対しこれと異なる振込先の指定その他支払方法に関する連絡がなされた場合には、その指定するところによってお支払い下さい。

上記支払方法をご承認のうえ、上記債権譲渡を民法第468条により異議なくご承諾いただきたく、本書をもってご依頼申し上げます。

[譲渡債権の表示]

譲渡人と貴社との間の商品売買取引に基づき平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に譲渡人が貴社に対し取得する一切の売掛債権

[譲渡人および譲受人が指定した銀行預金口座の表示]

銀行 支店・ 預金

口座名義人 ・ 口座番号

上記債権譲渡を異議なく承諾しました。確定日付をお取り下さい。

(確定日付)

平成 年 月 日
 県 市 丁目 番 号
株式会社
代表取締役 印

(注) 異議なき承諾だけでなく、第三債務者は必要に応じて留保条件をつけて承諾することも可能です。

<様式2 - 1> (個別保証用・金融機関の預金口座に振り込む場合)

[内容証明郵便]

債権譲渡通知書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、株式会社(以下「譲渡人」といいます。)は、譲渡人が貴社に対して有する後記の債権およびこれに付帯する一切の債権(以下「譲渡債権」といいます。)につき、中小企業信用保険法第3条の4の規定による売掛金債権担保保険に係る保証制度であって、売掛債権担保融資保証制度要綱(平成13・12・14中庁第3号)に基づくものを利用するため、平成 年 月 日、債権担保を目的として、これを株式会社 銀行(県 市 丁目 番号)および 信用保証協会(県 市 丁目 番号)に譲渡し、この両者(以下「譲受人」といいます。)は譲渡債権を準共有として譲り受けました。

よって、民法第467条に基づき、本書をもってご通知申し上げます。

なお、譲渡債権のお支払いにつきましては、譲受人が指定した後記の銀行預金口座にお振り込み下さいますよう、合わせてご案内申し上げます。

敬具

[譲渡債権の表示]

譲渡人と貴社との間の商品売買取引に基づき、譲渡人から平成 年 月 日付けで請求され、平成 年 月 日に支払が予定された売掛債権(支払予定金額 金 , , 円)

[譲受人が指定した銀行預金口座の表示]

銀行 支店・別段預金
口座名義人 ・口座番号
平成 年 月 日
 県 市 丁目 番号
譲渡人 株式会社
代表取締役 印
 県 市 丁目 番号
譲受人 株式会社 銀行
支配人 印
 県 市 丁目 番号
譲受人 信用保証協会
上記代理人株式会社 銀行
支配人 印

県 市 丁目 番号
株式会社
代表取締役 殿

<様式2 - 2> (個別保証用・取引先の預金口座に振り込む場合)

[内容証明郵便]

債権譲渡通知書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、株式会社(以下「譲渡人」といいます。)は、譲渡人が貴社に対して有する後記の債権およびこれに付帯する一切の債権(以下「譲渡債権」といいます。)につき、中小企業信用保険法第3条の4の規定による売掛金債権担保保険に係る保証制度であって、売掛債権担保融資保証制度要綱(平成13・12・14中庁第3号)に基づくものを利用するため、平成 年 月 日、債権担保を目的として、これを株式会社 銀行(県 市 丁目 番号)および信用保証協会(県 市 丁目 番号)に譲渡し、この両者(以下「譲受人」といいます。)は譲渡債権を準共有として譲り受けました。

よって、民法第467条に基づき、本書をもってご通知申し上げます。

なお、譲渡債権のお支払いにつきましては、譲渡人が譲受人からの委任を受けて引き続き回収に当たりますので、譲受人から貴社に対する特段のご通知がない限り、譲渡人および譲受人が指定した後記の銀行預金口座にお振り込み下さいますよう、合わせてご案内申し上げます。譲受人のいずれかから貴社に対しこれと異なる振込先の指定その他支払方法に関する連絡がなされた場合には、その指定するところによってお支払い下さい。

敬具

[譲渡債権の表示]

譲渡人と貴社との間の商品売買取引に基づき、譲渡人から平成 年 月 日付けで請求され、平成 年 月 日に支払が予定された売掛債権(支払予定金額 金 , , 円)

[譲渡人および譲受人が指定した銀行預金口座の表示]

銀行 支店・ 預金
口座名義人 ・口座番号
平成 年 月 日
 県 市 丁目 番号
譲渡人 株式会社
代表取締役 印
 県 市 丁目 番号
譲受人 株式会社 銀行
支配人 印
 県 市 丁目 番号
譲受人 信用保証協会
上記代理人株式会社 銀行
支配人 印

県 市 丁目 番号
株式会社
代表取締役 殿

<様式2 - 3> (根保証用)

[内容証明郵便]

債権譲渡通知書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、株式会社(以下「譲渡人」といいます。)は、譲渡人が貴社に対して有する後記の債権およびこれに付帯する一切の債権(以下「譲渡債権」といいます。)につき、中小企業信用保険法第3条の4の規定による売掛金債権担保保険に係る保証制度であって、売掛債権担保融資保証制度要綱(平成13・12・14中庁第3号)に基づくものを利用するため、平成 年 月 日、債権担保を目的として、これを株式会社 銀行(県 市 丁目 番号)および 信用保証協会(県 市 丁目 番号)に譲渡し、この両者(以下「譲受人」といいます。)は譲渡債権を準共有として譲り受けました。

よって、民法第467条に基づき、本書をもってご通知申し上げます。

なお、譲渡債権のお支払いにつきましては、譲渡人が譲受人からの委任を受けて引き続き回収に当たりますので、譲受人から貴社に対する特段のご通知がない限り、譲渡人および譲受人が指定した後記の銀行預金口座にお振り込み下さいますよう、合わせてご案内申し上げます。譲受人のいずれかから貴社に対しこれと異なる振込先の指定その他支払方法に関する連絡がなされた場合には、その指定するところによってお支払い下さい。

敬具

[譲渡債権の表示]

譲渡人と貴社との間の商品売買取引に基づき平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に譲渡人が貴社に対し取得する一切の売掛債権

[譲渡人および譲受人が指定した銀行預金口座の表示]

銀行 支店・ 預金
口座名義人 ・口座番号
平成 年 月 日
 県 市 丁目 番号
譲渡人 株式会社
代表取締役 印
 県 市 丁目 番号
譲受人 株式会社 銀行
支配人 印
 県 市 丁目 番号
譲受人 信用保証協会
上記代理人株式会社 銀行
支配人 印

県 市 丁目 番号
株式会社
代表取締役 殿

< 様式 3 >

[内容証明郵便]

取立委任解除通知書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、株式会社(以下「譲渡人」といいます。)が貴社に対して有する後記の債権およびこれに付帯する一切の債権(以下「譲渡債権」といいます。)は、中小企業信用保険法第3条の4の規定による売掛金債権担保保険に係る保証制度であって、売掛債権担保融資保証制度要綱(平成13・12・14中庁第3号)に基づくものを利用するため、平成 年 月 日、債権担保を目的として、株式会社 銀行(県 市 丁目 番号)および 信用保証協会(県 市 丁目 番号)に譲渡され、この両者(以下「譲受人」といいます。)が譲渡債権を準共有として譲り受けたこと、およびこの譲渡債権の回収は譲受人から譲渡人に委任したことにつきまして、すでにお知らせしているところでありますが、譲受人は、今般、この取立委任を解除いたしましたので、本書をもってご通知申し上げます。

なお、今後の譲渡債権のお支払いにつきましては、譲受人が指定する後記の銀行預金口座にお振り込み下さいますよう、ご案内申し上げます。

敬具

[譲渡債権の表示]

譲渡人と貴社との間の商品売買取引に基づき平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
の間に譲渡人が貴社に対し取得する一切の売掛債権

[譲受人が指定した銀行預金口座の表示]

銀行 支店・別段預金
口座名義人 ・口座番号
平成 年 月 日
 県 市 丁目 番号
譲受人 株式会社 銀行
支配人 印
 県 市 丁目 番号
譲受人 信用保証協会
 上記代理人株式会社 銀行
支配人 印

県 市 丁目 番号
株式会社
代表取締役 殿

< 様式 4 >

[内容証明郵便]

債権譲渡および債権譲渡登記がされたことの通知書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、株式会社(以下「譲渡人」といいます。)は、譲渡人が貴社に対して有する後記の債権およびこれに付帯する一切の債権(以下「譲渡債権」といいます。)につき、中小企業信用保険法第 3 条の 4 の規定による売掛金債権担保保険に係る保証制度であって、売掛債権担保融資保証制度要綱(平成 13・12・14 中庁第 3 号)に基づくものを利用するため、平成 年 月 日、債権担保を目的として、これを株式会社 銀行(県 市 丁目 番号)および 信用保証協会(県 市 丁目 番号)に譲渡し、この両者(以下「譲受人」といいます。)は譲渡債権を準共有として譲り受けるとともに、この債権譲渡につき「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」(以下「債権譲渡特例法」といいます。)に基づく第 号の債権譲渡登記をいたしました。この債権譲渡登記にかかる登記事項証明書は、本内容証明郵便に同封することができないので、別便にてお送りいたします。

譲受人は、債権譲渡特例法第 2 条第 2 項に基づき、上記のとおりご通知申し上げます。

なお、今後の譲渡債権のお支払いにつきましては、譲受人が指定する後記の銀行預金口座にお振り込み下さいませよう、合わせてご案内申し上げます。

敬具

[譲渡債権の表示]

譲渡人と貴社との間の商品売買取引に基づき平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
の間に譲渡人が貴社に対し取得する一切の売掛債権

[譲受人が指定した銀行預金口座の表示]

銀行 支店・ 預金
口座名義人 ・口座番号
平成 年 月 日
県 市 丁目 番号
譲受人 株式会社 銀行
支配人 印
県 市 丁目 番号
譲受人 信用保証協会
上記代理人株式会社 銀行
支配人 印

県 市 丁目 番号
株式会社
代表取締役 殿

< 様式 5 >

登記事項証明書ご送付の件

平成 年 月 日

県 市 丁目 番 号
株式会社
代表取締役 殿

県 市 丁目 番 号
譲受人 株式会社 銀行
支配人 印
県 市 丁目 番 号
譲受人 信用保証協会
上記代理人株式会社 銀行
支配人 印

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、株式会社(以下「譲渡人」といいます。)が貴社に対して有する後記の債権およびこれに付帯する一切の債権(以下「譲渡債権」といいます。)は、中小企業信用保険法第3条の4の規定による売掛金債権担保保険に係る保証制度であって、売掛債権担保融資保証制度要綱(平成13・12・14中庁第3号)に基づくものを利用するため、平成 年 月 日、債権担保を目的として、株式会社 銀行(県 市 丁目 番 号)および 信用保証協会(県 市 丁目 番 号)に譲渡され、この両者(以下「譲受人」といいます。)が譲渡債権を準共有として譲り受けたこと、およびこの債権譲渡につき「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」(以下「債権譲渡特例法」といいます。)に基づく第

号の債権譲渡登記をしたことにつきましては、別途「債権譲渡および債権譲渡登記がされたことの通知書」として内容証明郵便によりご通知申し上げておりますが、この債権譲渡登記にかかる登記事項証明書を送りいたしましたので、ご査収下さい。

なお、今後の譲渡債権のお支払いにつきましては、譲受人が指定する後記の銀行預金口座にお振り込み下さいますよう、重ねてご案内申し上げます。

[譲渡債権の表示]

譲渡人と貴社との間の商品売買取引に基づき平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に譲渡人が貴社に対し取得する一切の売掛債権

[譲渡人および譲受人が指定した銀行預金口座の表示]

銀行 支店・ 預金
口座名義人 ・ 口座番号

[同封物]

上記債権譲渡登記にかかる登記事項証明書

平成 年 月 日受付第 号債権譲渡および債権譲渡登記がされたことの通知書の写し

< 様式 6 >

債権譲渡禁止特約解除依頼書

平成 年 月 日

県 市 丁目 番 号
株式会社
代表取締役 殿

県 市 丁目 番 号
株式会社
代表取締役 印

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、株式会社(以下「譲渡人」といいます。)は、譲渡人が貴社に対して有する後記の債権およびこれに付帯する一切の債権(以下「譲渡債権」といいます。)につき、債権担保を目的として、これを株式会社銀行(県 市 丁目 番 号)および 信用保証協会(県 市 丁目 番 号)に譲渡することを予定しております。

つきましては、上記譲渡について、貴社との間の債権譲渡禁止特約が解除されたものとしてお取扱いくださることをご承認いただきたく、本書をもってご依頼申し上げます。

[譲渡債権の表示](例)

譲渡人と貴社との間の商品売買取引に基づき譲渡人が貴社に対し取得する一切の売掛代金債権

上記ご依頼のとおり承認いたしました。

平成 年 月 日

県 市 丁目 番 号
株式会社
代表取締役 印

・ Q & A

(よくあるご質問)

問1 売掛債権が二重に譲渡され、二重に譲渡通知が届いた場合に、どのように対処すればよいのですか。

(答)

債権の二重譲渡は、詐欺的な犯罪行為であることから、二重に債権譲渡通知が到達することは基本的にまれなことです。

しかし、仮に二重に債権譲渡通知が届いた場合、売掛先たる第三債務者は、2通の確定日付のある通知（内容証明郵便による通知）のうち早く到達した通知の振込先に対して支払いを行えばよいこととなります。

万一、2通の通知の到達の先後が不明なとき（通知の到達が同時の場合等）は以下のように対応することとなります。

2通の通知のうち、1通は債権譲渡登記がなされており（登記事項証明書があり）、もう1通は債権譲渡登記がされていない場合、前者に支払う。

2通の通知のうち、2通とも債権譲渡登記がなされている場合、登記事項証明書に登記年月日時が記載されるため、登記が先順位の譲渡通知に基づいて支払う。

2通の通知のうち、2通とも債権譲渡登記がなされていない場合、債権者不確知を理由として供託をする。

(参考) 供託制度については法務省ホームページ<http://www.moj.go.jp/MINJI> に解説がありますのでご参照ください。なお、供託には収入印紙を貼るなどの費用がかからないので利用しやすいものとなっています（もっとも関係通知を行うために切手等が必要な場合があります）。また、供託金の支払方法は現金、小切手、銀行振込等がありますが、各法務局によって異なるため、最寄りの法務局に照会することが必要です。

問2 契約上は一般的に債権譲渡を禁止し、中小企業者が個別に債権譲渡の申立てを行い、売掛先（第三債務者）がこれに合意する方式を採用すればよいのではないのでしょうか。

(答)

実際の債権譲渡の実務においては簡易・迅速であることが非常に重要であり、債権譲渡登記制度は平成10年10月の創設以来、活発に利用されています。

債権譲渡禁止特約を本文のとおり解除した場合、必ずしも第三債務者の事前の承諾を得なくとも売掛債権を資金調達手段として活用できる一方、第三債務者の事務作業の増加は大きくないため（注）債権譲渡禁止特約を部分解除するというモデル案の方が望ましいものと思われま。

（注）根保証（債権譲渡登記及び通知の留保）の場合、中小企業者が債務不履行等を起こさない限り、第三債務者に対して通知がなされないため、こうした場合は第三債務者が本制度の中小企業者の利用に伴って何らかの対応をする事務負担が発生しません。したがって、かえって第三債務者の事務負担が減少する可能性さえあります。

問3 この制度では、売掛債権の存在を証明するための挙証資料が必要とのことですが、具体的にはどのようなものが必要なのですか。

(答)

本制度の利用者である中小企業が作成した請求書や納品書のみでは、売掛債権が存在することを証明することはできません。

この挙証資料としては、第三債務者が作成した検収書、支払通知書等、又は、中小企業が作成した請求書や納品書に対して第三債務者が押印、サイン等を行うことにより承認したもの等が必要となります。